大阪府・大阪市特別区設置協議会

≪第23回協議会 議事録≫

■日　時：平成２７年３月１９日(木)　15：00～15：05
■場　所：大阪府議会　第１委員会室
■出席者：今井豊会長、坂井良和副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、岡沢健二委員、
（名簿順）浅田均委員、大橋一功委員、清水義人委員、八重樫善幸委員、花谷充愉委員、
中村哲之助委員、宮原威委員、床田正勝委員、美延映夫委員、河崎大樹委員、
明石直樹委員、辻義隆委員、柳本顕委員、長尾秀樹委員、山中智子委員

（今井会長）
それでは、ただいまから第２３回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催させていただきます。
大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第６条第３項によりまして、２分の１以上の委員にご出席をいただいておりますことから、定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをまずご報告を申し上げます。
それでは、議題に移ります。
本日は、大都市地域における特別区の設置に関する法律第６条第２項に基づき、協議会あてに、協定書に関する大阪府議会及び大阪市会の審議の結果が松井知事及び橋下市長より通知がなされております、
早速ですが、松井知事及び橋下市長より、審議結果に関する議決証明書の通知を受け取りたいと思います。
それでは、松井知事及び橋下市長、前のほうへお願いいたします。

（審議結果の通知書手交）

（今井会長）
ただいま、松井知事及び橋下市長から審議結果の通知を受け取りましたので、この審議結果の内容について事務局に読み上げさせますので、事務局、お願いをいたします。

（府市大都市局本屋大都市制度担当課長）
審議結果についてですが、資料１をごらんください。
大都市地域における特別区の設置に関する法律第６条第２項におきまして、知事及び市長は、特別区設置協定書に係る議会の審議の結果を特別区設置協議会に通知しなければならない旨と規定されております。この規定に基づき、大阪府議会と大阪市会において、いずれも承認になった旨、平成２７年３月１９日付の文書をもって知事、市長からそれぞれ通知があったものでございます。以上です。

（今井会長）
続きまして、大都市地域における特別区の設置に関する法律第６条第３項では、特別区

設置協議会は全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から、当該関係市町村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、直ちに全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から通知を受けた日（基準日）を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、当該特別区設置協定書を公表しなければならないと規定をされております。既に、松井知事及び橋下市長から通知を受け取りましたので、基準日は３月１９日とし、直ちに大阪市選挙管理委員会及び総務大臣へのその旨の通知をしたいと考えていますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（今井会長）
ありがとうございます。
あわせて、特別区設置協定書の公表については、府、市の公報のほかに、大阪府・大阪市特別区設置協議会のホームページで公表することとし、大阪市の２４区の区役所、図書館、大阪市サービスカウンター、市民情報センター、府政情報センター、府民お問い合わせセンター情報プラザという府、市の施設で閲覧できるように考えておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（今井会長）
ありがとうございます。
それでは、大阪市選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、ホームページの公表や区役所での閲覧などで協定書を公表したいと思います。
以上で、本日の予定の協議は終わりました。
ほか、何かご意見はございますか。

（「なし」の声あり）

（今井会長）
以上で、本日の協議会を終了したいと思います。
この後、私が大阪市選挙管理委員会に出向き、１５時４５分から直接選挙管理委員会委員長あてに通知をお渡しすることとしております。
どうもありがとうございました。